

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和8年度)

1 申請年月日

令和8年4月16日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 御結び

3 代表者の氏名

岩木 寛人

4 主たる事務所の所在地

名張市希中央3番町59番地

5 定款記載の目的

この法人は、地域住民、子ども、高齢者及び地域で新たに事業又は活動を始めようとする人に対して、地域交流、福祉支援、地域活性化及び起業・活動支援に関する事業を行い、人と人がつながる地域社会の実現、地域福祉の向上及び地域活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和8年4月16日 ～ 令和8年4月30日

特定非営利活動法人御結び定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人御結びという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市希中央3番町59番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民、子ども、高齢者及び地域で新たに事業又は活動を始めようとする人に対して、地域交流、福祉支援、地域活性化及び起業・活動支援に関する事業を行い、人と人がつながる地域社会の実現、地域福祉の向上及び地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域交流イベントの企画及び運営事業
- (2) 焼きおにぎり等の販売を通じた地域活性化支援事業
- (3) 児童施設、介護施設その他地域福祉に関する支援事業
- (4) 子どもの居場所づくり及び世代間交流に関する事業
- (5) 地域で新たに事業又は活動を始めようとする人に対する相談支援、学習機会の提供及び交流支援事業
- (6) 地域産品、物品等の企画、販売及び受託販売事業
- (7) イベント、講座、研修等の企画、運営及び受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人は、入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等) 6

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員¹⁾の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員²⁾の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岩木 寛人

副理事長 冨永 匡彦

副理事長 山地 陽大

監事 尾上 信子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員年会費 0円
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人 御結び

役職	名前	住所	役員報酬の有無
理事長	岩木 寛人	個人情報のため隠 しています。提出す る書類には、住所の 記載が必要です。	無
理事	富永 匡彦		無
理事	山地 陽大		無
監事	尾上 信子		無

設立趣旨書

1.趣旨

近年、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化により、子どもや高齢者を支える力が弱まりつつあります。また、孤立や居場所の不足、精神的な不調や社会的孤立などにより、支援やつながりを必要とする人が増えている現状があります。こうした課題を解決するためには、行政だけでなく住民や市民団体が協力し、人と人が支え合う仕組みをつくっていくことが重要であると考えます。

私たちは三重県名張市を中心に、任意団体「御結び」としてボランティア活動を行ってきました。主な活動として、イベントで焼きおにぎりの販売を行い、その収益を活動資金として活用し、児童施設や介護施設への支援、子どもたちの居場所づくりの支援、地域交流イベントへの協力などを継続して行い、人と人がつながる場づくりに取り組んできました。

その中で、ボランティア活動を通して多くの人が社会参加するきっかけとなり、新たな取り組みや事業が生まれる可能性も感じてきました。今後もイベントや交流の場づくり、子どもや高齢者が安心して集える居場所づくりなどを進めるとともに、多様な人々が主体となって地域課題の解決に関われる機会を広げていきたいと考えています。

さらに、精神的な病気や社会的事情などにより社会参加が難しくなっている人に対しても、安心して関われる居場所や役割を生み出していきたいと考えています。こうした活動を通して社会とのつながりを少しずつ取り戻す環境を整え、社会復帰や自立に向けた一歩を支える地域づくりにも取り組んでいきます。

2.申請に至るまでの経緯

しかし、活動を継続的かつ安定的に行うためには、社会的信頼性を高め、助成金や寄付などの資金を適切に活用できる体制を整える必要があります。そのため、任意団体としての活動から一歩進み、法人格を取得することで、活動の透明性を高め、地域社会に対してより責任ある活動を行うことが重要であると考えました。

そこで、私たちは特定非営利活動法人「御結び」を設立し、ボランティア活動を通じて得られた収益を福祉活動へ還元する仕組みづくりを進めるとともに、子ども、高齢者、障がいのある方、精神的な困難を抱える方など、さまざまな人が安心して暮らし社会参加できる環境づくりを目指します。また、ボランティアが主体となって活動できる環境を整え、助け合いの輪を広げていくことにより社会全体の活性化に寄与することを目的とします。

2023年9月にボランティアグループ御結び設立

2026年2月 法人化に向けて検討、会議を重ねる

2026年3月12日 設立総会開催

以上の趣旨により、ここに特定非営利活動法人御結びを設立いたします。

2026年3月28日

特定非営利活動法人御結び

設立代表者 岩木寛人

令和8年度事業計画書
(法人成立の日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人 御結び

1 事業実施の方針

御結びは、地域のつながりを大切に、人と人をつなぎ直すことを目的として活動を行う団体である。

現代において、人との関わりが希薄になり、孤立や不安を抱える人が増えている中で、御結びは「誰かの役に立ちたい」という想いを持つ人たちが集まり、地域の中で支え合いの循環を生み出すことを目指す。

主な活動として、屋台事業による収益を活用し、子ども食堂や福祉施設への支援、地域イベントへの参加・協力などを行う。

また、ボランティア活動を通じて、世代を超えた交流の場を創出し、地域の活性化に寄与する。

さらに、これから活動を始めたい人へのサポートや、ボランティアの場づくりを行うことで、「やってみよう」を実現できる環境づくりにも取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域交流イベントの企画及び運営事業	認知症サポーター養成講座	令和8年5月24日	名張市民センター	10人	30人
児童施設、介護施設その他地域福祉に関する支援事業	第4回 御結びクリスマス	令和8年12月予定	トンボ池、名張児童養護学園	10人	40人
地域産品、物品等の企画、販売及び受託販売事業	名張市ふるさと納税でのキーホルダー出品	令和8年7月予定	名張市役所	1人	80人

令和9年度事業計画書
(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人御結び

1 事業実施の方針

御結びは、地域のつながりを大切にし、人と人とを結び直すことを目的として活動を行う団体である。

現代において、人との関わりが希薄になり、孤立や不安を抱える人が増えている中で、御結びは「誰かの役に立ちたい」という想いを持つ人たちが集まり、地域の中で支え合いの循環を生み出すことを目指す。

主な活動として、屋台事業による収益を活用し、子ども食堂や福祉施設への支援、地域イベントへの参加・協力などを行う。

また、ボランティア活動を通じて、世代を超えた交流の場を創出し、地域の活性化に寄与する。

さらに、これから活動を始めたい人へのサポートや、ボランティアの場づくりを行うことで、「やってみたい」を実現できる環境づくりにも取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域交流イベントの企画及び運営事業	第二回 認知症サポーター養成講座	令和9年5月予定	名張市民センター	10人	60人
児童施設、介護施設その他地域福祉に関する支援事業	第五回 御結びクリスマス	令和9年12月予定	トンボ池、名張児童養護学園	10人	40人
地域産品、物品等の企画、販売及び受託販売事業	名張市ふるさと納税でのキーホルダー出品	令和9年4月から令和10年3月まで	名張市役所	4人	100人

令和8年度 活動予算書

法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 御結び

(単位：円)

科目 特定非営利活動に係る事業

1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	0
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	53,000
4. 事業収益	
事業収益	150,000
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	203,000
Ⅱ 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費すべて0	
人件費計	0
(2) その他経費	
Ⅰ 経常収益	
売上原価 (材料費)	120,000
消耗品費	30,000
設備費	30,000
旅費交通費	10,000
雑費	10,000
事業費計	200,000
2. 管理費すべて0	

管理費計	0
経常費用計	200,000
当期経常増減額	3,000
IV 経常外費用なし	
当期正味財産増減額	3,000
設立時正味財産額	27,390
次期繰越正味財産額	30,390

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 御結び

(単位：円)

科目 特定非営利活動に係る事業

1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	0
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	100,000
4. 事業収益	
事業収益	150,000
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	250,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費すべて0	
人件費計	0
(2) その他経費	
I 経常収益	
売上原価 (材料費)	120,000
消耗品費	30,000
設備費	30,000
旅費交通費	10,000

雑費	10,000
事業費計	200,000
2. 管理費すべて0	
管理費計	0
経常費用計	200,000
当期経常増減額	50,000
IV 経常外費用なし	
当期正味財産増減額	50,000
前期繰越正味財産額	30,390
次期繰越正味財産額	80,390